

神戸総合運動公園野球場トイレ改修業務

仕様書

令和6年8月

建設局公園部整備課

第1章 総則

1 概要

本業務は、委託契約にて、神戸総合運動公園野球場（以下、「本施設」とする。）のトイレに伴う、調査・設計・工事を一括して行うものとし、関係機関調整、施工までの一切とする。

2 作業場所

神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園野球場 2階 1 塁観客席中央トイレ

3 改修対象範囲

別紙「委託仕様書別図」のとおり。

4 業務内容

調査・設計業務から施工完了までの一式とする。

5 設計変更等

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して設計変更を求めることができる。この場合、受託者は、当該変更の要否及び受託者の本事業の実施に与える影響を検討し、発注者に対して速やかに、その検討結果を通知しなければならない。発注者は受託者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、受託者に通知する。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由に基づき、受託者が設計変更を行った場合に、当該変更により受託者に追加費用又は損害が発生したときは、受託者は当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて発注者に請求し、発注者は当該追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については受託者と協議する。
- (3) 受託者は、設計図書、施工方法等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することが出来る。
- (4) 発注者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- (5) 上記により、受託者が発注者の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により受託者に追加費用又は損害が発生したときは、負担方法について発注者と受託者で協議する。この場合において、受託者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を発注者に提出するものとする。

6 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年3月14日迄とする。

但し、現地での施工可能期間は令和7年1月6日から令和7年2月28日迄とする。

7 担保期間

引渡しを受けた日から12ヶ月

8 提出書類

(1) 業務着手時

- ・業務責任者通知書 1部(様式1)
- ・業務内訳明細書 1部(様式任意)
- ・業務工程表 1部(様式任意)
- ・現場代理人等 設置通知書(監理技術者, 主任技術者) 1部(様式2)

【再委託がある場合】

- ・再委託(下請負)について施工体系図又は履行体系図によることに関する事前通知書 1部(様式3)
- ・再委託(下請負)届出書 1部(様式4)
- ・施工体系図 1部(様式5)

(2) 改修計画図の作成時

- ・改修計画図

(3) 施工時

- ・施工計画書
- ・作業工程表 1部(毎週末に翌週の工程表を提出)
- ・夜間・休日作業届、長期休暇緊急連絡先 1部(必要に応じて作業前まで)
- ・使用材料カタログ、機器仕様書等(衛生器具類) 1部
- ・アスベスト事前調査報告書(該当がある場合のみ) 1部
- ・アスベスト施工記録報告書(該当がある場合のみ) 1部

※施工計画書、工事記録及び工事写真、産業廃棄物処理記録、施工調査等記録等

(4) 業務期間(適宜)

- ・打合せ簿
- ・施工体系図 1部(様式5)
- ・施工体制台帳

9 成果物

(1) 提出物

- ・完成図（改修計画図から変更がある場合は修正すること）
- ・工事写真（改修前・中・後。特に改修中の隠ぺい部の撮影を忘れないこと）
- ・器具完成図（衛生器具）
- ・各保証書、取扱説明書等
- ・その他引渡し物

（２） 提出方法

- ・紙資料 1部：紙は原則 A4 サイズ（図面は A4 折）とし、それらが入る紙ファイル等により提出すること。
- ・PDF データ 1枚：CD-R または DVD-R で提出すること。

10 遵守すべき法規制等

受託者は、業務内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、適宜参考にするものとする。

なお、次に記載の有無に関わらず本業務に必要な法規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

（1） 法令等

- ・計量法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・電気事業法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建築基準法
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・石綿障害予防規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令

（2） 条例等

- ・兵庫県建築基準条例
- ・兵庫県福祉のまちづくり条例
- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例

- ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
- ・神戸市火災予防条例
- ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
- ・神戸市グリーン調達等推進基本方針

(3) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、次の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、業務期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について協議を行うものとする。

- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- ・公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (機械設備工事編)
- ・工事写真の撮り方 建築編 (公共建築協会編)
- ・神戸市土木工事共通仕様書
- ・神戸市建築工事 改修特記仕様書・補足標準仕様書
- ・神戸市電気設備工事 特記仕様書
- ・神戸市機械設備工事 特記仕様書
- ・神戸市グリーン調達方針
- ・建築設備設計基準
- ・都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン (国土交通省)
- ・神戸市公園施設設計設置基準

11 貸与資料

- ・昭和60年神戸総合運動公園野球場給排水設備工事図面 (TIFF)

12 予定価格

本業務の予定価格（税込）は次のとおりとする。なお市の算定根拠は公表しない
金39,000,000円

13 契約保証金

契約金額の 3/100 を契約書の提出までに納付。その他神戸市契約規則第 24 条第 2 項に定める担保等によることができる。

14 前金払い

保証事業会社と次項の委託期間の末日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、上記のうち 10 分の 4 以内の額について前金払をすることができる。

第 2 章 留意事項

1 施工業務

- (1) 委託契約約款第 14 条に基づく業務責任者が現場代理人として工事現場における運営、取締りを行うこと。
- (2) 現場施工期間中は複数の工事が予定されているため、関係者との調整に協力すること。なお、以下の工事が予定されているが、本事業の遂行に大きな支障が出ないよう発注者側で仮設計画の調整を行うこと。

(参考) R6.12～R7.3 までに野球場で予定されている主な工事

- ①高圧ケーブル更新工事（数日間の部分停電あり）
- ②加圧給水管更新工事（数日間の部分断水あり）
- ③ラバーフェンス更新工事

第 3 章 業務仕様

(1) 打合せ

打合せ協議は業務着手時（現地確認含む）、詳細設計完了時、現場工事着手前の 3 回を最小回数とし、それぞれ本市職員が立会うものとする。なお、業務遂行上、協議が必要と判断された場合は、随時打合せの場を設けるものとする。

(2) 設計・工事業務

提案の上選定されたトイレのデザインについて、以下の事項を踏まえた上で、設計を行うものとする。設計成果は設計完了後ただちに本市に提出し、承諾を得ること。

ア 女性用トイレ（現況：洋式便器 12 基、小児用小便器 1 基）

- ・洋式便器の基数は現況以上とすること。
- ・大便器は全て洋式とすること

イ 男性用トイレ（現況：洋式便器 4 基、小便器 9 基）

- ・小便器・大便器の基数は現況以上とすること
- ・小便器は低リップ・壁掛け型・フラッシュバルブ式（自動洗浄機能付き）とし、清掃のしやすさを考慮する。また 10～20 cm 程度の荷物置きが確保できるような計画とする。

- ・大便器は全て洋式とすること

ウ 多目的トイレ（2ブース）

- ・神戸市のバリアフリー基準に適合すること
- ・オストメイトや介助用大型ベッドの導入には、空間に制約があるため、分散配置を行う等設置の検討を行うこと
- ・トイレ呼出設備は更新とし、現地及び野球場内の事務所等に警報発報させること（既設配線は流用）。

エ 共通事項

- ・手洗いは、自動水栓を導入すること（電源式を基本とし、コンセントとして2P15A×1, EET 付を設置）。
- ・洋便器にはウォッシュレット（瞬間式を基本とする）を導入することとし、上水・雑用水系統との接続に十分留意すること。
- ・床はタイル敷とし、水洗いが可能な仕様とすること。これにより、掃除用流し（SK）などが清掃箇所近くにならない場合は手洗いの自動水栓とは別に清掃用水栓（ハンドルは取り外し可能な仕様）を設けること（清掃ホース長さ・太さは一般的な製品とし、設置場所・個数は提案・設計の上で決定とする）
壁材の下部についても、水洗いによる腐食の影響を受けない素材を用いること。
- ・階下が居室であることを考慮し、防水処理を施すこと。
- ・トイレ内の利用者の動線については、幅員を十分に確保し、通行等の支障がなく、滞留を抑えられるように検討すること。
- ・トイレブースの空き状況が分かる工夫をすること。
- ・ウォッシュレットやオストメイトの導入にかかる電気設備工事一式（既設電気室より新たな幹線を敷設し電源供給を行うこと）。なお、電気室の配電盤から新たに幹線を引き出す場合は、R6.12.17（毎年12月の第3火曜日）に予定されている受変電設備年次点検での停電に合わせて施工すること。
- ・トイレ用分電盤を設置すること。幹線のケーブルサイズについては、負荷容量、電圧降下を検討し選定すること。
- ・新設する照明器具はLED照明器具とし、原則として器具一体型とする。屋内はJIS Z9110に準拠した床面平均照度（200lx以上）となるように機種選定・台数・配置を検討すること。新設トイレの意匠に配慮すること。
- ・分電盤は国土交通省標準仕様とし、屋外の場合はSUS製とする。
- ・トイレ内照明は人感センサ制御が可能となるよう配置に工夫すること。
- ・洋便器が設置されている便房には便座用コンセント（2P15A×1, EET 付）を各1個設置すること。
- ・コンセントは全て盗電防止カバープレート（鍵付き）を設けること。

- ・電気配線は原則隠蔽とするが、やむをえない場合は露出モール配管とする。
- ・放送、自火報設備は既設再利用とし、可能な限り美装を行うこと。また、間仕切りに伴い必要となる設備の増加分は新設とする。
- ・神戸らしい緑豊かなボールパークの景観と調和し、憩いのひとときを感じられる空間デザインとすること。
- ・乳幼児の利用に配慮した設計とすること。なお、女性用だけでなく男性用トイレにおいても、可能な限りおむつ替えができるベビーベッドや個室へのチャイルドシート等の設置を検討すること。
- ・入口に案内サイン（点字付き）を設けること。
- ・入り口前の男女及びバリアフリートイレのピクトグラムを更新すること。
- ・各トイレブースの扉に盗撮防止の対策を施すこと。
- ・耐力壁の撤去を伴う間取りの変更は認めない。

第4章 共通事項

- (1) 改修にあたり必要な養生は、受託者が行うこと。
- (2) 現場作業時間は、9:00～17:00（土日祝除く）とする。
準備・片付け作業も上記時間に含むものとする。
工事時期や施工箇所については、発注者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 施工及び試運転調整時に関わる電力（100V 商用に限る）、水源は有償で提供する。但し、施工用機器を一度に複数台使用するなど、電気使用量が多くなる場合には発電機を使用すること。
- (4) 工事関係車両の駐車位置は、施設管理者と調整を行う事。
- (5) 工事関係者のトイレは建物内の指定場所を使用すること。
- (6) 現場事務所、資材置場は施設管理者と協議の上、敷地内の空きスペースを利用することができる。
- (7) アスベスト含有の恐れのある部材（天井、ケイ酸カルシウム板第1種）の改修・撤去等を行う場合は、大気汚染防止法・石綿則に基づき、事前調査および適切に作業・処理を行うこと。費用については受託者の負担とする。
- (8) 官公庁等との協議、及び申請手続き等は本業務に含むものとし、その際に発生する全ての費用は受託者の負担とする。
- (9) 本業務において生じた撤去物・廃棄物は、受託者が適切に処理すること。産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物はマニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、E票又は受渡確認票（電子マニフェストの場合）を発注者に提示すること。
- (10) コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、神戸市ホームページ掲載の施設とするか、又は受託者の判断で他の神戸市内再資源化施設

とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る）とし、決定にあたっては、本市担当者の承諾を得る。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>

- (11)建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、本契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間、及び検査に合格し、契約末までの間については、本市担当者と協議を行い、打合せ記録等の書面により明確になっている場合には、監理技術者等の専任を要しない。
- (12)工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認所」を発注者担当職員に提示する。

第5章 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、「神戸市委託契約約款」の定めるところによる。
- (2) 本業務において、請求のあった場合は契約金額の4割を上限とし、前金払いを行う。
- (3) 最新の関連法令に準拠すること。
- (4) 建設業法第24条に基づき、この法律の規定を適用すること。
- (5) 再委託を行う場合は、「社会保険の加入に関する下請ガイドライン」（国土交通省）に沿って確認・指導を行うこと。
- (6) 損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。

ア. 保険種目

- ・ 建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」
- ・ 第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

イ. 保険契約者

- ・ 受託者

ウ. 被保険者

- ・ 委託者、受託者、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

エ. 保険期間

- ・施工業務着手時から目的物引き渡しまでの期間とする。

オ. 保険金額又は填補限度額

- ・建設工事保険（又は組立保険）は、委託金額全額（解体撤去工事を除く）
- ・請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故5億円以上、対物賠償保険金額は1事故1億円以上

カ. 特約条項の付帯

- ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」
- ・請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」

以上

位置図



改修対象範囲

